

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金
グループ
TEL:861-6901
FAX:862-4564

国民年金保険料を納付できないときは…

免除制度をご利用ください!

収入が少なく、
これ以上家族に負担を
かけたくない…

仕事をやめて
生活が厳しい…



自分に合った免除制度について・申請免除制度・納付猶予制度 次のページをご覧ください

7月1日(火)より 令和7年度分の申請ができるようになります!
免除対象となる期間: 令和7年7月から令和8年6月まで

来庁
不要

マイナンバーカードを利用してカンタン! 便利な電子申請!!

- メリット1 24時間365日、いつでも申請ができます!
- メリット2 スマートフォンからでも申請ができます!
- メリット3 処理状況も申請結果も、早めに確認できます!
- メリット4 市役所窓口への来庁不要なので、待ち時間を気にする必要はありません!



電子申請の
詳しい手順は
4ページへ!



来庁
不要

郵送申請のご案内

免除申請やそのほか一部の手続きは、郵送での届け出も可能です!申請書は、日本年金機構ホームページから印刷できます。申請書と必要書類を添付のうえ、市役所または年金事務所まで郵送してください。

お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 ハイサイ市民課
国民年金グループ(本庁1階11番窓口) TEL:098-861-6901

〒900-0025 那覇市壺川2-3-9 那覇年金事務所
(代表)TEL:098-855-1111(自動音声案内2⇒2)

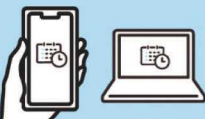


▲日本年金機構
ホームページ

窓口での申請をご希望の方は事前予約を!

ハイサイ市民課 国民年金グループでは、待ち時間を減らす取り組みとして、令和7年1月から窓口事前予約の実証実験を行っています。
窓口でのお手続きをご希望の方は、予約サイトから事前予約のご協力をお願いします。

スマホ・PCで
簡単予約!



オンライン予約は コチラから!

クリックして予約ページに進む



予約サイトQRコード



那覇市 年金 事前予約 検索

お電話でも予約できます! 那覇市ハイサイ市民課 国民年金グループ TEL:098-861-6901

窓口での申請手続き

受付場所: 那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループ(本庁舎1階11番窓口)

受付開始: 令和7年7月1日(火)(ただし土日祝日を除く)

受付時間: 午前8時30分~午後5時15分※混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までに事前ご予約のうえお越しください。

手続きに必要なもの

- 基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知カードまたは納付書等)
またはマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)
- 本人確認ができるもの(顔写真付き書類1点または顔写真なし書類2点)
※申請内容によっては上記書類以外にも書類を提出していただく場合があります。

本人・配偶者・世帯主のうち、次の条件に該当する方がいる場合

- 令和5年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方で、離職票、雇用保険受給資格者証または退職辞書書(公務員を退職した方)があればご用意ください。

申請について

※代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です!

※同一世帯でも委任状が必要です!(委任状について詳しくは2ページ!)

申請が遅れても、所得審査の結果承認されると7月にさかのぼって申請免除または納付猶予を受けられます。しかし、申請が遅れると「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができなくなる場合がありますので、**7月から8月末までに申請することをおすすめします。**

- 「国民年金の免除・納付猶予」の詳しい説明をいろいろな国の言葉で見ることができます。

- ほけんりょうをはらうのがむずかしいひとへ「こくみんねんきんのめんじょ・のうふううよ」のくわしいせつめいをいろいろなくにのことばでみることができます。

- Application for National Pension Contribution Exemption/Payment Postponement (国民年金保険料免除・納付猶予のご案内)



▲日本年金機構
公式サイト

何もせずに未納にすると…

国民年金保険料の未納が続くと、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

こんなに違う、免除と未納

		申請免除	納付猶予/学生納付特例	未納
老後のための	老齢基礎年金	△ 減額されますが、反映されます	× 反映されません	× 反映されません
もしもの時の	障害基礎年金 遺族基礎年金	○ 算入されます ○ 算入されます	○ 算入されます ○ 算入されます	× 算入されません × 算入されません

申請免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれが、次の①～③のいずれかに該当する場合に、申請して承認されると国民年金保険料の全額、または一部が免除されます。

- 1 申請する年度の前年所得がない、または一定基準額以下の方
(詳しくは右記 **前年所得の基準表(目安)** を参照してください。)
- 2 障がい者、寡婦またはひとり親で、申請する年度の前年所得が135万円以下の方
- 3 退職(失業)や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な方(特例免除といいます。)

※審査対象のうち、③の特例免除に該当する方がいる場合、退職(失業)などの理由を確認できる書類(離職票など)が必要です。

詳しく是那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループまでお問い合わせください。



(令和7年度 国民年金保険料 17,510円/月)

免除の種類	全額免除	一部免除		
	納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
納付すべき国民年金保険料(月額)	0円	残り4分の1 (4,380円)	残り半額 (8,760円)	残り4分の3 (13,130円)

※一部免除の場合、上表の納付すべき国民年金保険料を納付しないと、免除にならず未納となりますのでご注意ください。

前年所得の基準表(目安)

すべての審査対象の方が下記表の所得金額以下であれば、申請免除または納付猶予の対象となります。下記表の所得金額を超えていても、**特例免除**に該当し確認書類の提出がある場合は、その方の所得は除いて審査されます。

申請免除 本人、配偶者、世帯主が審査対象

納付猶予 本人、配偶者が審査対象

※下記表の所得金額は目安であり、所得の種類、扶養親族等の数、社会保険料控除額等の状況によって、申請免除または納付猶予に該当しない場合もあります。所得審査の結果、申請免除または納付猶予が該当しない場合は却下となります。

扶養人数	全額免除	一部免除		
	納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養(配偶者・子2人)	172万円	202万円	242万円	282万円
1人扶養(配偶者)のみ	102万円	126万円	166万円	206万円
扶養なし	67万円	88万円	128万円	168万円

※「3人扶養」および「1人扶養」のご夫婦は、夫または妻のどちらかの方に所得がある世帯の場合。

※「3人扶養」のお子さんは、ともに16歳未満の場合。

世帯主の所得が高く申請免除に該当しない方は…

納付猶予制度

申請する本人が50歳未満で本人・配偶者それぞれが、**申請免除制度**の①～③のいずれかに該当する場合に、申請して承認されると国民年金保険料の納付が猶予されます。 ※世帯主の前年所得は審査の対象になりません。

申請免除制度・納付猶予制度の対象外となる方

- ① 学生納付特例の対象となる方
- ② 第2号被保険者(厚生年金、共済加入者)
- ③ 第3号被保険者(②の方に扶養されている配偶者)
- ④ 任意加入被保険者

過去の期間に国民年金保険料の未納がある場合は…

申請の日から過去2年1ヶ月前までさかのぼって、申請免除・納付猶予、または学生納付特例の申請ができます。申請はお早めに!!

代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です!

QRコードからも委任状をダウンロードできます。↓

委任状の様式は、日本年金機構ホームページよりダウンロードできます。また、委任状は以下の事項を記載した任意の用紙でも有効です。

1委任年月日(委任状を作成した年月日) **2**代理人の氏名 **3**代理人の住所 **4**本人との関係 **5**本人の年金証書などに記載されている基礎年金番号
6本人の氏名 **7**本人の生年月日 **8**本人の住所 **9**本人の電話番号 **10**委任する内容(例:国民年金への加入手続き、国民年金保険料の免除等について)

※年金加入履歴の記録の交付を委任する場合は、「代理人へ交付を希望」か「本人宛郵送」を記載してください。



日本年金機構 委任状 検索

その他の免除制度

産前産後期間の保険料免除制度

- 対象となる方:国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
- ※産前産後免除の対象となるのは、平成31年4月分以降の国民年金保険料です。
- ※産前産後期間と認められた期間は、保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ※出産予定日の6か月前から申請が可能です。出産前に申請される場合は親子健康手帳(母子手帳)が必要です。

国民年金保険料の法定免除制度

- 対象となる方:生活保護法による生活扶助を受けている方や、障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級)を受けている方など
- ※届出することで免除になる制度です。

学生納付特例制度

- 対象となる方:学生納付特例制度対象の学校に在籍の学生で、所得が一定基準額以下の方
- ※学生で国民年金保険料の納付が困難なとき、納付を猶予(先送り)できる制度です。

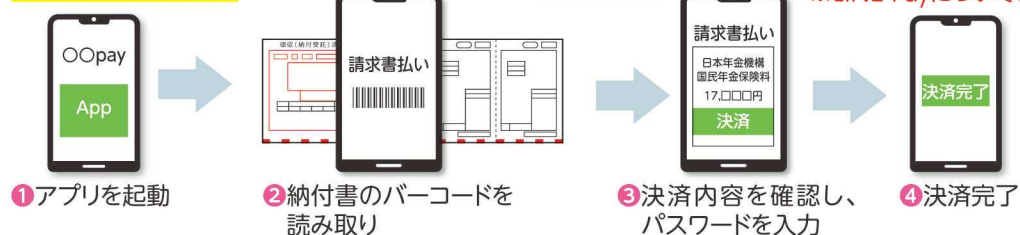
決済アプリ(スマートフォン)でも納付できます!

国民年金保険料は、現金(納付書)払い、口座振替、クレジットカード、電子納付(Pay-easy)だけでなく、スマートフォンの決済アプリを使用した電子(キャッシュレス)決済で納付することができます。

ご利用に必要なもの

- 1 納付書
- 2 スマートフォン
- 3 決済アプリ

決済アプリでの納付



対象の決済アプリ(五十音順)

- AEON Pay(令和6年10月1日から対象)
- au PAY ● d 払い ● Pay B(※)
- PayPay ● 楽天ペイ

※PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む。
詳細は、PayBのホームページ (<https://payb.jp/finance/>) をご確認ください。→
※PayPayマネーライトでは納付できませんので、ご注意ください。
※LINE Payについてはサービス終了にともない令和7年4月24日(木)から利用できません。



- バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書)はスマホ決済ができません。
- 各決済アプリの操作方法や「ポイント」の付与・利用条件などについては、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。
- スマホ決済利用後の納付書は、コンビニ・金融機関等で使用しないようご注意ください。

過去に申請免除・納付猶予・学生納付特例が承認された方で、現在納付できる方は追納制度をご利用いただけます

申請免除・納付猶予・学生納付特例が承認された期間は、国民年金保険料を全額納めた場合と比べると、老齢基礎年金の受取額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金の受給額を満額に近づけるため10年以内なら、さかのぼって国民年金保険料を納めること(追納)ができます。お申し込みは年金事務所へ。

那覇年金事務所 国民年金課(代表) TEL: 098-855-1111(自動音声案内2⇒2)

窓口での申請をご希望の方は**事前予約**を！



オンライン予約は
コチラから！

クリックして予約ページに進む



ハイサイ市民課 国民年金グループでは、待ち時間を減らす取り組みとして、令和7年1月から窓口事前予約の実証実験を行っています。窓口でのお手続きをご希望の方は、予約サイトから事前予約のご協力をお願いします。

予約サイトQRコード▶

那覇市 年金 事前予約

検索



お電話でも予約できます！ 那覇市ハイサイ市民課 国民年金グループ TEL：098-861-6901

国民年金からの給付

老齢基礎年金

令和7年度の年額

70歳以上の方 満額829,300円

69歳以下の方 満額831,700円

[20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合の金額]



老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金で、**10年以上の受給資格期間**が必要です。国民年金保険料の納付・免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、この10年の受給資格期間に算入されます。ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。

納付と免除と未納 将来年金は受け取れる？

受け取れる金額は保険料納付期間や免除期間等によって異なります。

加入期間	0年	10年	20年	30年	40年	
Aさんの場合	納付25年			未納15年		… 受給資格期間が25年あるので、 年金が受け取れる!
Bさんの場合	納付6年	免除4年	未納30年			… 受給資格期間が10年あるので、 年金が受け取れる!
Cさんの場合	免除10年		未納30年			… 受給資格期間が10年あるので、 年金が受け取れる!
Dさんの場合	納付8年	(2年不足)	未納32年			… 受給資格期間が8年なので、 年金は受け取れない!

※ただし、65歳まで(昭和40年4月1日以前に生まれた方は70歳まで)の間に任意加入し、10年に足りない期間分を納付して、受給資格期間が10年に達したときは年金を受け取ることができます。

障害基礎年金

令和7年度の年額

1級障害

70歳以上の方 1,036,625円

69歳以下の方 1,039,625円

2級障害

70歳以上の方 829,300円

69歳以下の方 831,700円



障害基礎年金は、国民年金加入中(または、60歳以上65歳未満で日本国内に住所のある期間、または20歳になる前)に初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受け取ることができる年金です。受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要)

納付要件について(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

① 3分の2要件

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

② 直近の1年間要件

(初診日が令和8年3月31日までにある場合の特例)
初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

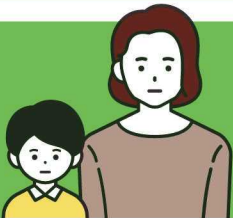
遺族基礎年金

令和7年度の年額

70歳以上の方 1,068,600円

69歳以下の方 1,071,000円

[子が一人いる配偶者が受け取る場合の金額]



遺族基礎年金は、「国民年金加入中の方」、「国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方」(いずれも一定の納付要件が必要)、または「保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方」が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」、または「子」に支給されます。

● 子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める障害等級の1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子です。

納付要件について(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

① 3分の2要件

亡くなった日の前日において、亡くなった日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

② 直近の1年間要件

(亡くなった日が令和8年3月31日までにある場合の特例)
亡くなった日の前日において、亡くなった日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

年金額改定の詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

※70歳以上の方:昭和31年4月1日以前生まれの方



マイナポータル からの免除申請

用意するもの

- ① マイナンバーカード
- ② 4ケタの暗証番号
- ③ 離職票等(特例免除で申請する方)

カードの読み取り

読み取り開始

① スマホでマイナポータルのアプリを開き、ログインする。ログインの際はマイナンバーカードと、利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4ケタ)が必要です。

マイナポータル画面 見本

わたし 沖縄県 那覇市 お知らせ

証明書

マイナンバーカード 健康保険証

運転免許 パスポート

おかね

年金 年金 年金

給付金 税・所得

② 下へスクロールし「年金」をタップ

スクロール

ココをタップ

マイナポータル画面 見本

国民年金の加入や納付

国民年金の加入

保険料の口座振替

国民年金保険料の免除

保険料の免除・納付猶予

学生納付特例

産前産後の保険料免除

老齢年金の受給

③ 下にスクロールして、「国民年金保険料の免除」から「保険料の免除・納付猶予」を選択。

ココをタップ

マイナポータル画面 見本

④ 手順1で「保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例」を選択。

ココをタップ

マイナポータル画面 見本

⑤ 手順2で「その他の方」を選択。

ココをタップ

マイナポータル画面 見本

⑥ 手順3で「国民年金に加入中の方」を選択。

ココをタップ

マイナポータル画面 見本

⑦ 「この条件で検索」をタップ。

ココをタップ

マイナポータル画面 見本

⑧ 必要な手続きに「国民年金保険料免除・納付猶予の申請」が表示されているのを確認し、「手続に進む」をタップ。

ココをタップ

マイナポータル画面 見本

⑨ 「マイナンバーカードを読み取って入力」をタップ

ココをタップ

マイナポータル画面 見本

⑩ マイナンバーカードを読み取り、本人情報を入力する。※読み取りの際に、券面事項入力補助用のパスワード(数字4ケタ)が必要です。

読み取り開始

マイナポータル画面 見本

⑪ 表示された氏名・住所等の本人情報に間違いがないかを確認しつつ、必須項目を入力していく。

配偶者情報と世帯主情報を入力。

免除の申請期間(例) 2025年度

2025年 2026年

7月 12月 1月 6月

2025年(R7年)7月~2026年(R8年)6月

マイナポータル画面 見本

⑫ 世帯状況に変更があった場合、海外転出入があった場合や海外居住していた場合には特記事項を入力。なければ空欄でよい。

特記事項の入力

以下に該当する方は、特記事項欄に必要な内容を入力してください。

・世帯状況に変更があった場合 申請期間中の世帯状況に変更(結婚・離婚・世帯主変更等)があった場合は、変更事由、対象者指名および変更年月日等を入力してください。

特記事項

117文字以下

マイナポータル画面 見本

⑬ 免除等区分1~5の順にすべて審査される。審査を希望しない区分があればチェックを外す。

申請年度を選択。

16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を入力。

申請情報

免除等区分

1.全額免除

2.納付猶予

3.4分の3免除

4.半額免除

5.4分の1免除

申請年度 必須

2025年度(2025年7月)...

16歳以上19歳未満の扶養親族 被保険者が扶養する親族の人数

人

マイナポータル画面 見本

⑭ 失業等がある場合は、特例認定区分を入力。

被保険者の特例認定区分

特例による申請

申請理由

失業、倒産、事業の廃止

災害(震災、風水害、火災等)

その他*

失業年月日 必須

2025年 月 日

雇用保険加入有無 必須

雇用保険加入あり

雇用保険加入なし

マイナポータル画面 見本

⑮ 翌年度全額免除希望有無の入力。

納付猶予の審査順序の変更や申請を希望する年度中の一部の期間に限り申請する場合は備考の入力。なければ空欄でよい。

翌年度免除希望有無

「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合に、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望するか選択してください。

希望します

希望しません

備考

以下のどちらかに当てはまる場合は、その旨を入力してください。

112文字以下

マイナポータル画面 見本

⑯ 失業等の理由により特例による申請を行う場合は、必要書類(離職票等)を画像データ(pdf、jpg、jpeg)で添付して、申請する。

その他のファイルを選択

入力

写真ライブラリ

写真を撮る

ファイルを選択 から選択

添付書類

書類の種類

その他のファイル

添付書類名 必須

60文字以下

ファイルを選択 必須

ファイルを選択する

添付書類を追加する

確認する

マイナポータル画面 見本

⑰ 申請内容を確認・申請し完了。

個人情報の取扱いに関する確認事項

確認事項に同意する

申請する

※マイナポータル画面見本は令和7年6月時点での情報をもとに作成しました。実際の画面とは異なる箇所があります。ご了承ください。



マイナンバーカードを持っているけど、マイナポータルのご登録がまだの方は、こちらから
<https://myna.go.jp/>



日本年金機構【スマホでカンタン手続き!】の動画もご参考に!
<https://www.youtube.com/watch?v=q7J93fNmlCs>

マイナポータル(電子申請)からできる手続き一覧

- 国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出
- 付加保険料納付(辞退) 申出
- 付加保険料納付該当(非該当) 届
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請
- 学生納付特例申請
- 産前産後免除該当届
- 口座振替納付(変更) 申出兼 還付金振込方法(変更) 申出
- 口座振替辞退申出



環境にやさしい植物油インキを使用しています



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。